

2009年3月10日

国土交通大臣
金子 一義 殿

国土交通省職員組合
中央執行委員長 竹林 和也

新たな人事評価制度の実施に関わる申入れ

2007年の国家公務員法改正により、能力・実績主義を基礎とする新たな人事評価制度が本年4月から施行されることとなりました。

この間わたしたちは、納得性のある新たな人事評価制度の構築に向け、4原則2要件の実現を求めるとともに、円滑な導入を求めて、制度官庁と交渉・協議を進めてきました。

過日閣議決定された、新たな人事評価制度の実施に関わる政令、内閣府令等では、わたしたちが求めてきた評価結果の開示が個別評語を含む全面開示となっていないことや、苦情処理に組合の参加が制度的に保障されていないことなどの制度面での課題が残された一方で、制度官庁との交渉において、各府省段階で労使が十分交渉・協議するよう総務省が指導することや苦情処理の事情聴取の際の同席者として組合が参加できることなどを確認しました。

また、公務員連絡会と鳩山総務大臣との交渉では、大臣から「円滑な導入に向けて一層の制度の周知や評価者訓練に努めていく。公務員連絡会とは納得性のある、信頼性の高い人事評価制度を目指して引き続き意見交換を行っていく。」との見解が示されました。

貴職におかれましては、新たな人事評価制度が労使双方から信頼され、国民本位で透明な公共サービスが提供できる人材確保と育成システムに資する制度となるよう、また、納得性のある人事評価制度が円滑に導入されるため、実施規程の策定にあたり下記のとおり申し入れますので、その実現に向け誠意ある対応をされるよう強く要請します。

記

1. 実施規程等の策定にあたっては、納得性のある新たな人事評価制度の円滑な導入に向け、以下の事項が反映されるよう組合と十分に交渉・協議し、合意すること。
 - (1) 評価結果の開示については、評価結果が任用・給与等に活用されることから、透明性・納得性を高めるためにも、個別評語を含む全面開示とすること。
 - (2) 苦情相談・苦情処理の対応にあたっては、次の点について組合の関与を明記すること

と。

- ①組合を通じた苦情の申し出
 - ②組合への事実関係等の事情聴取
 - ③申立人への事情聴取の際の組合の同席
2. 新たな人事評価制度の実施時期は、能力評価が実施される 2009 年 10 月からとすること。
 3. 本府省以外の職員の評価結果については、評価制度の円滑な導入を図るため、人事院規則の特例を踏まえ、本府省の 1 年後から活用を開始すること。
 4. 職員の理解と納得を確保するため、新たな人事評価制度の意義や仕組みの周知・徹底を丁寧に行うこと。
 5. 評価を行う管理職員に対し、評価者研修の受講を義務付けるなど評価者訓練を徹底すること。
 6. 人事評価制度をより納得性のあるものとするため、毎年実施状況を検証するとともに、制度導入後も、引き続き、組合と十分に交渉・協議を行うこと。

以上